

第3章 総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

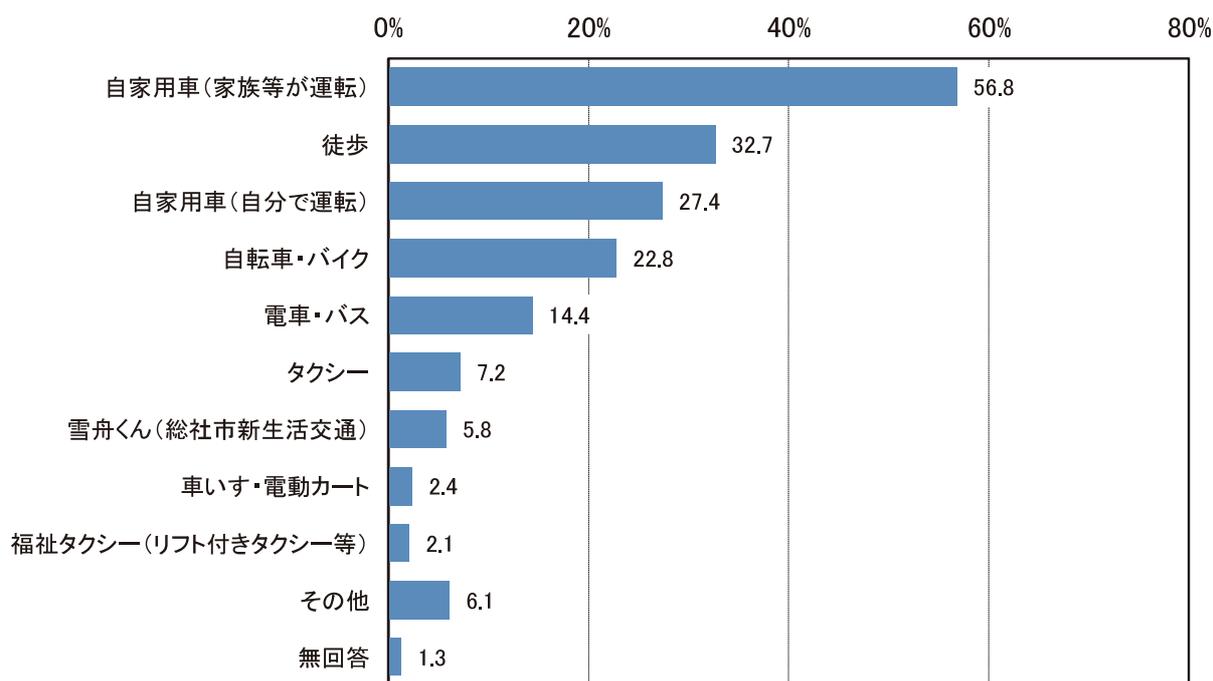
第3章 総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

1. 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があるといえます。

本市にはJR伯備線とJR吉備線(桃太郎線)に加え、井原鉄道井原線が通っており、総社駅が本市の中心駅となっています。電車やバス(14.4%)、雪舟くん(5.8%)などの公共交通機関を利用されている方もいらっしゃいますが、日常生活では自家用車が不可欠であり、実態調査の結果でも、障がい者の多くは自家用車を使用して外出する傾向にあることが分かります。

図表 17 外出の時の移動手段



計:1,272人

従来の「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合し、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が、平成 18 年 12 月 20 日より施行され、すでに 10 年が経過しました。

本市では、「総社流バリアフリーマップ」を作成し、市ホームページに掲載することで、すべての人々が安心して総社市へと出かけられる情報を提供しています。「総社流バリアフリー

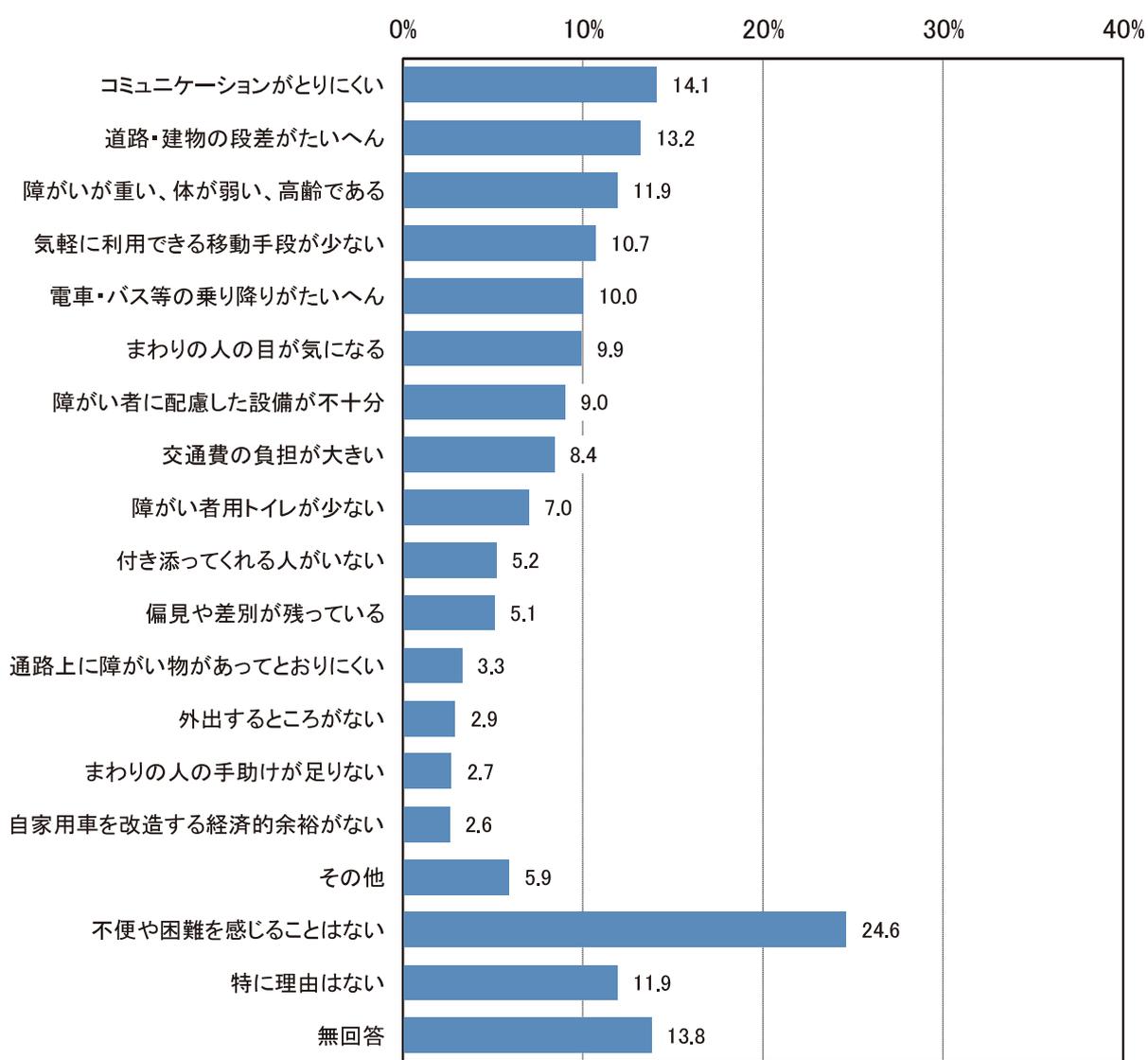
マップ」には、車いす対応のスロープやオストメイト対応多機能トイレ、障がい者用駐車場などの状況がまとめてあり、従来に比べれば、バリアフリー化が進んでいることが分かります。

しかしながら、実態調査の結果では、外出に際して「道路・建物の段差がたいへん」と回答した人(13.2%)が2番目に多く挙げられており、また、「電車・バスなどの乗り降りがたいへん」(10.0%)、「障がい者に配慮した設備が不十分」(9.0%)、「障がい者用トイレが少ない」(7.0%)との回答もみられ、施設等のアクセシビリティ^{*}に配慮すべき箇所は依然として多く残されていることが分かります。

また、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の生活環境の整備においては、これらの点に配慮した取り組みが必要です。

※アクセシビリティ…障がいのある人や高齢者など、誰もが、様々な製品や建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、またはその度合いを表す言葉。

図表 18 外出に関する不便や困難、外出しない理由



計: 1,349人

(1) 住宅環境の整備

施策名	内容
障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進	障がい者が生活しやすいように「障がい福祉のしおり」や市ホームページで住宅の改造助成及び整備に関する情報の提供や諸制度の周知普及に努めます。
不動産業者への理解促進	不動産業者に対し、障がい者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。
居住系サービスの整備促進	社会福祉法人やサービス事業所等と連携してグループホームなどの整備を図ります。

(2) 外出支援の整備

施策名	内容
道路環境や交通安全施設の整備	歩道については、障がい者や高齢者等の安全性に配慮するよう努めます。また、交通信号機や横断歩道等の安全施設についても、障がい者等が利用しやすいものを関係機関に要望します。さらに、障がい者や地域住民に対し、交通安全意識の高揚を図ります。
移動方法や交通手段の充実	地域生活支援事業における移動支援事業及び自動車運転免許取得・改造費助成事業等の充実・周知を図ることにより、障がい者の社会参加の機会の確保に努めます。 また、「障がい福祉のしおり」等の配付によって、「雪舟くん」、「いきいきチケット」など、その他の交通手段サービスに関する制度の周知に努め、積極的な利用を促進します。

(3) アクセシビリティ※に配慮したまちづくりの総合的な推進

施策名	内容
福祉のまちづくり体制の推進	歩道の設置や段差の解消，公共交通機関，公園，不特定かつ多数の人が利用する建築物のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化，障がい者にやさしい表示，点字ブロックの設置や道路環境整備等，すべての人にとってやさしいまちづくりを，本市の都市計画マスタープランに基づき進めます。
利用しやすい施設づくりの推進	障がい者等が利用しやすい施設整備のため，事業者の理解と協力が得られるよう努めるとともに，障がい者と地域住民が支え合える環境を醸成し，互いに安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。
公共施設及び公共性の高い民間施設のバリアフリー化の推進	障がい者が日常生活において利用することの多い公共施設や，不特定多数の者が利用する公共・民間建築物については，障がい者等にとって円滑に利用できるものとなるよう努めます。
民間事業者の理解促進と民間施設のバリアフリー化の推進	「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び同法に基づく基準や岡山県福祉のまちづくり条例に基づき，民間事業者の理解を得て可能な限りバリアフリー化を図るように整備改善を促します。

※アクセシビリティ…障がいのある人や高齢者など，誰もが，様々な製品や建物，サービスなどを支障なく利用できるかどうか，またはその度合いを表す言葉。

2. 防災，防犯等の推進

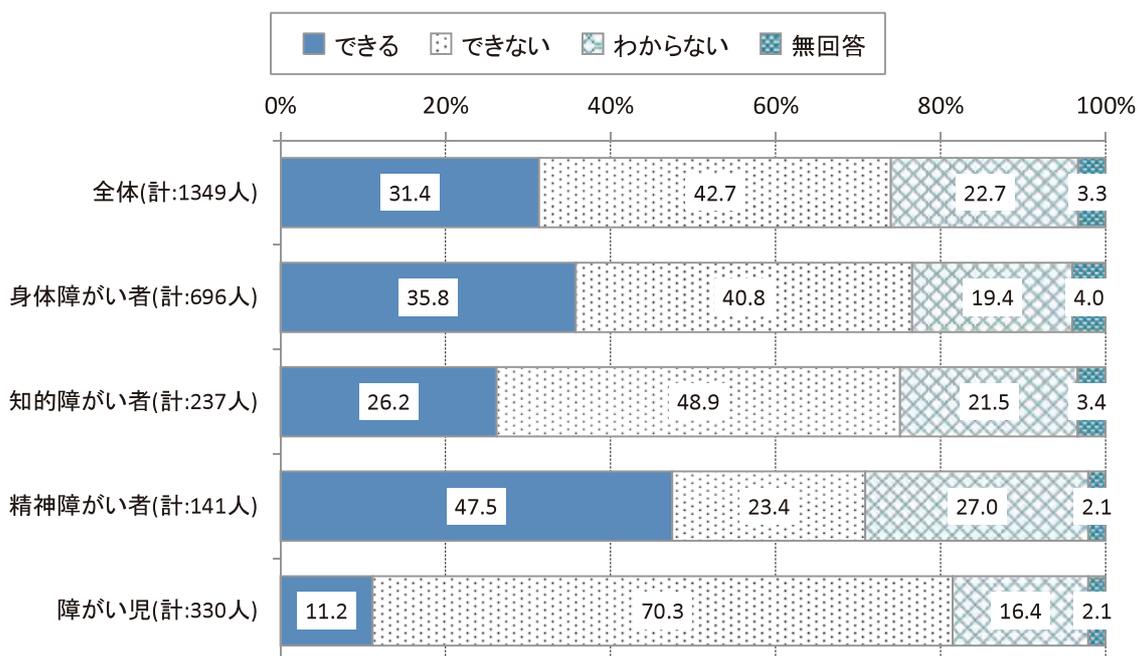
近年，各地で発生する大規模な災害を見聞きする中で，本市の障がい者の災害に対する不安感は増大しています。

実態調査の結果を見ると，火事や地震等の災害時に，一人で避難することができないと回答した障がい者の割合は実に回答者の4割(42.7%)となっています。一方，災害が起きた時のために事前に準備をしている障がい者は約5人に1人以下(18.5%)に留まっていること，災害時の避難先を知らない障がい者が過半数(53.3%)存在することが明らかになっています。

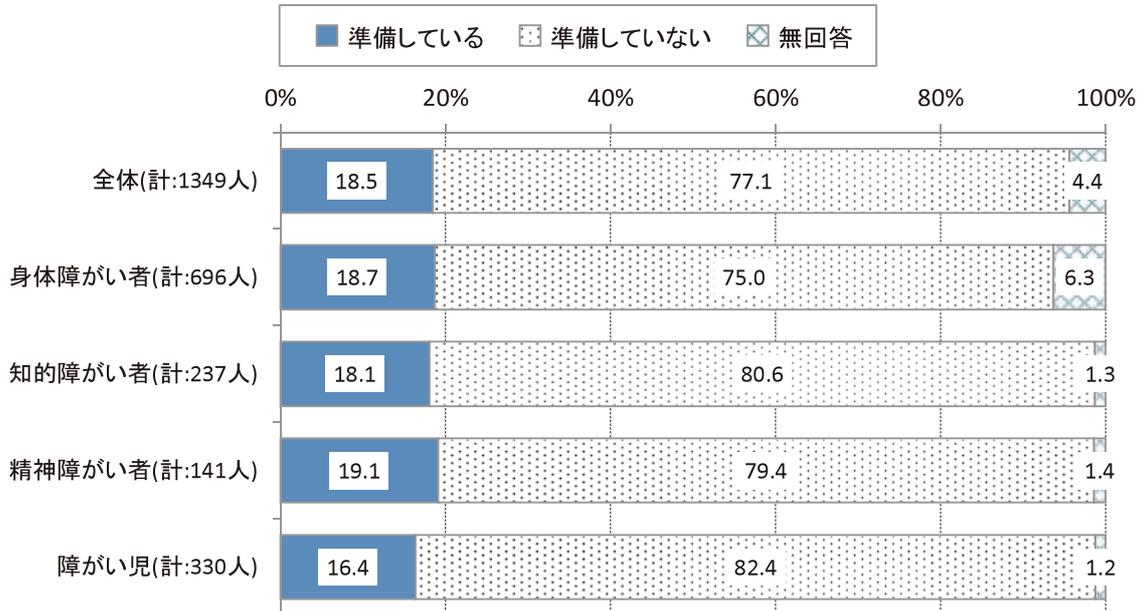
実際に災害に直面し，大きな不安感を抱えつつも，災害に対する備えをしたり，避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない障がい者が少なからず存在しているという現状が見てとれます。

障がいのある人が危険な状況におかれても，速やかに救助され，あるいは避難できるように，平時から，災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

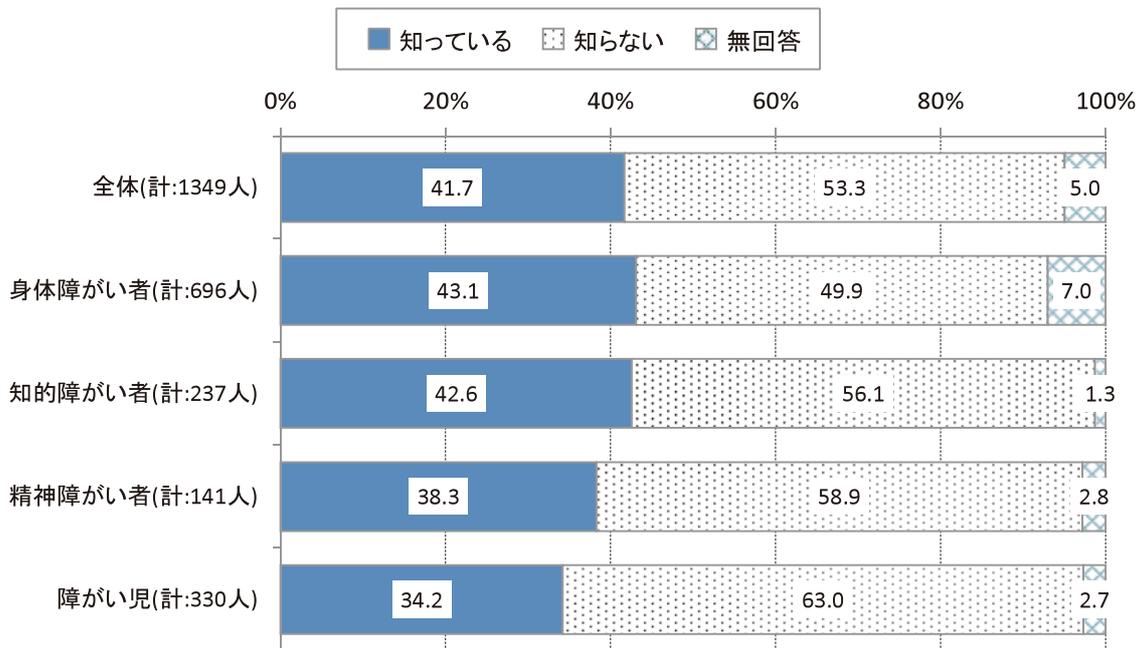
図表 19 災害時にひとりで避難できるか



図表 20 災害が起きた時のために事前に準備しているか



図表 21 災害時の避難先を知っているか



第3章 総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

(1) 防災対策の推進

施策名	内容
地域における防災の充実強化	避難場所や避難経路の整備を行うなど、地域の実情にあった防災、防犯体制の充実強化を図ります。
地域ぐるみの支援が行える体制の構築	地域、民生委員・児童委員、消防機関、各種ボランティア団体、関係社会福祉施設等の連携をとり、災害時に支援を必要とする人に対して、地域ぐるみの支援が行える体制づくりを進めます。また、社会福祉施設の防火意識の高揚を図るとともに、施設を含めた地域ぐるみの防災体制の整備確立に努めます。
福祉避難所の指定・整備	災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れてケアする施設である福祉避難所を指定・整備するとともに、周知に努めます。
住宅施設の防災対策の強化	住宅の耐震化、家具の転倒・落下防止など、在宅障がい者に対する住宅の防災対策を推進します。
給付制度等の周知	木造住宅耐震診断補助事業や聴覚障害者用火災警報器等の給付制度の周知普及に努めます。
防災知識の普及	障がい者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

施策名	内容
地域における防犯体制の充実強化	悪徳商法などによる障がい者や高齢者、子どもの被害の防止のため、パンフレットの作成・配布などのさまざまな方策を講じ、情報の提供に努める一方、警察署との緊密な連携を図り、適切な対応に努めます。 また、一人暮らしの障がい者が、緊急時に通報できるシステムの整備に努めます。
自主防犯組織の育成	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の浸透を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。
消費生活相談の充実	買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図ります。また、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。